

国保だより

NO.69

発行：野田市 国保年金課 ☎7125-1111 内線 3115～3121 平成24年2月1日

国保税と医療費等の現状

国保財政の厳しい状況は、人口の高齢化や医療技術の進歩のほか、生活習慣病の増による医療費等の増加と国保税収入の落ち込みによるものです。今回は国保財政における医療費等の支出と国保税収入についてご説明します。

国保税は貴重な財源

国保制度は、加入者が病气やけがをしたときに安心して病院などで診療が受けられるよう国保税を負担し合い、お互いに助け合う制度です。

国保税は、この制度を維持していくため、国・県からの負担金（補助金）とともに貴重な財源ですが、景気の低迷による所得の伸び悩み等により国保税収入が落ち込んでいます。

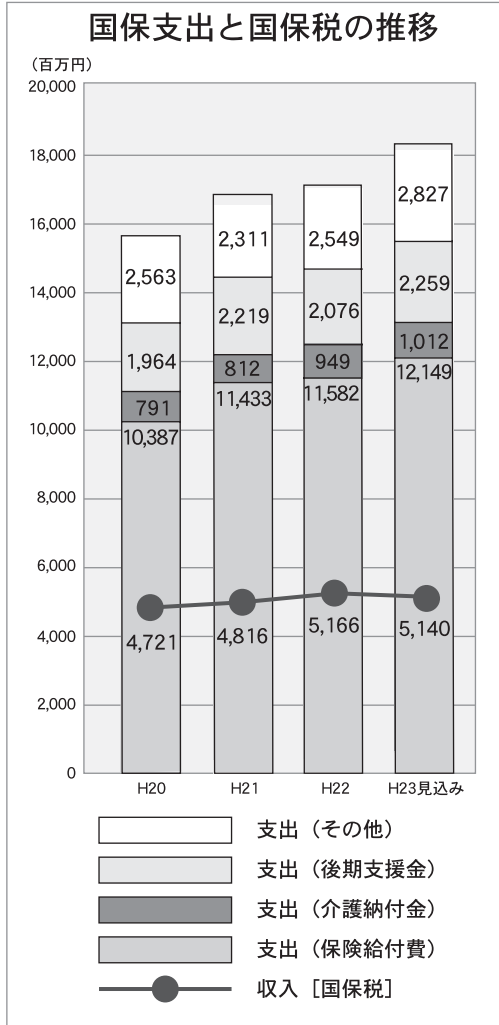
平成20年度以降の国保支出に対する国保税の占める割合は、20年度に30%であったものが、今年度の見込みでは

28%と、支出の増加に反し下降傾向にあります。

また、現在の国保税率は、今年度までの国保財政に対応する形で22年度に改定したもので、24年度以降はさらにその割合が低下するものと考えています。このような国保税収入の低下が収支マイナスにつながる場合は、国保財政の安定化を図るため、税率改定等の対応が必要になってきます。

医療費等は増加傾向に

国保の支出については、保険給付費や介護納付金及び後期高齢者支援金が



大部分を占め、今年度も対前年度比5.6%増（見込み）と伸び続けており、この傾向は今後も続くものと考えられます。（図）

このような医療費等の増加は、現在の医療保険制度全体における大きな問題となっており、その対応の一つとして医療費の節約等が必要とされています。（3ページをご覧ください）

※保険給付費…医療機関で加入者が診療等を受けた場合に国保が支払うもの（国保負担分）や高額療養費など

※介護納付金…40歳から64歳までの方（介護第2号被保険者）の介護保険料

※後期高齢者支援金…75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度への拠出金

国保財政運営について

今後の国保財政について、今年度及び24年度の収支見込みを作成したところ、今年度の保険給付費の伸びが当初の見込みよりも低い傾向にあること等から、約3億6千万円のプラスになると見込んでいます。しかし、24年度については、これまでの医療費の伸び等を勘案し積算したところ、約4億6千万円のマイナスになると見込みました。

この対応については、今年度の剰余金と国保財政調整基金の全額を繰入れることで、現時点において、24年度の収支がマイナスとなることは、何とかギリギリ避けられると考えています。

しかし、今後の数値見込みの変化により24年度の収支見込みがマイナスに転じる場合は、税率改定を含めた対応を国保運営協議会において早急にご審議いただくこととしています。

国保税は公平に負担を

市の徴収対策の状況

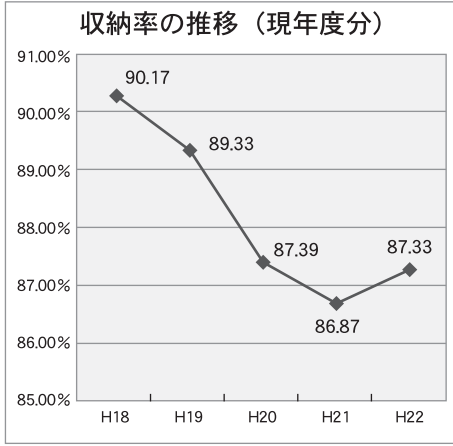
◆滞納の国保財政への影響

国保税は、加入者の誰もが安心して医療を受けられるために国保制度を支える貴重な財源です。

国保税の滞納は、加入者間の負担の公平性が崩れることや国保財政の収入不足の原因ともなります。野田市の平成22年度の国保税の収納については、現年度分の約6億8千600万円が未納となり、翌年度に繰り越されているという滞納の実態があり、このことが国保運営を厳しくさせている原因にもなっています。

◆徴収対策の取組み

市では滞納者に対して、督促、催告、電話催告や納付相談の案内等を行い、自主納付や納付相談を指導しています。しかし、何の連絡等も無く相談に応じない滞納者



には、改めて納税相談の機会を確保するため保険証に代えて、資格証明書を交付しています。

※資格証明書は保険証と異なり、医療機関で受診をした際に医療費の全額（10割）を自己負担することになります。

また、納付資力のある滞納者へは、給与や預金等の債権を中心とした財産差押え等の滞納処分を積極的

に実施しています。22年度においては、359件の差押えを執行するなどにより徴収率向上に一定の効果

◆国保税は納期内に納付を

お願いいたします。

なお、特別な事情があり納期どおり納めることができない場合は、早めに納付相談してください。

【納付相談場所・日時】

【市役所 本庁 2階 収税課】

月々金曜日(祝祭日は除く)

午前8時30分から午後8時まで

日曜日

午前8時30分から午後5時15

分まで

【関宿支所 1階 収税課】

月々金曜日(祝祭日は除く)

午前8時30分から午後5時15

分まで

国保の届出は14日以内に

退職などで職場の健康保険をやめたときは『国保に加入する届出』、就職などで他の健康保険に加入したときは『国保をやめる届出』が必要

国保に加入する届出が遅れると…

国保税は、加入の届出を行った日ではなく、国保の資格を得た月の分からさかのぼって納めていた

ため、その間にかかった医療費は、やむを得ない場合を除き、全額自己負担になってしまいます。

国保をやめる届出が遅れると…

職場の健康保険が交付された日ではなく、健康保険の資格を取得した日から、国保の資格を喪失することになります。職場の健康保険証が手元に届くまでの間に医療機関等を受診したい場合は、国保を使用する前に職場にご相談ください。うっかり国保を使用して、医療機関等を受診してしまった場合は、国保が負担した医療費を後で返還していただくことになります。

また、やめる届出をするまでの間は、国保の加入者として国保税の納付もしてしまい、健康保険料と二重に納めてしまうことがあります。

なお、国保税はやめる届出を行った後、再計算し変更されます。

【保険証の取扱い注意事項】

○医療機関等で受診される場合は、必ず保険証を窓口に表示してください。

○保険証の記載事項に変更があったときは、14日以内に保険証を添えて、その旨を届け出てください。

○交通事故などで保険証を使用したときは、必ず届け出てください。

○不正に保険証を使用した場合は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

確定申告

国保税の社会保険料控除

確定申告等の際は、前年の1月1日から12月31日までに納付した国保税が、社会保険料控除の対象になり、所得額から差し引くことができます。窓口納付の場合は、領収証書、また口座振替の場合は預金通帳で納付した日付を、年金からの特別徴収の方は、公的年金等の源泉徴収票を確認の上、1年間に納付した合計額を算出し、申告用紙に記入してください。なお、申告には領収証書等の証明書類の添付は必要ありません。

社会保険料控除に使う

納付額の確認は

市では23年中の国保税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額の確認を希望する方に、納付済額確認書を各窓口で交付します。(無料)

同一世帯員以外の代理の方が、この確認書の交付を受けるときには、委任状が必要になります。

また、電話による納付額の問い合わせについては、本人または、同一世帯員であるかどうかの確認をさせていただきます。折り返しの電話にてお知らせします。本人確認ができない場合にはお知らせできません。

【交付申請先】
国保年金課(介護保険料は高齢者福祉課)・関宿支所・各出張所

控除を受けられる方

国保税の社会保険料控除は、支払っていた方が控除を受けられませんが、特別徴収と普通徴収では、必ずしも同じ方が控除を受けられるとは限りません。国保税の社会保険料控除を受けられる方は、次のとおりです。

① 普通徴収(納付書での支払い、口座振替での支払い)の場合、実際に金額を負担した方が控除を受けられます。

② 特別徴収(年金からの支払い)されている場合、国保税支払者は、年金の受給者自身であるため、年金の受給者である世帯主の方となります。



受動喫煙を防止しましょう

吸いたくないのに、自分の意思に関係なく他人のタバコの煙にさらされる……これを『受動喫煙』といいます。この状況を改善するために、タバコ規制のあり方が見直されています。

マナーから
“ルール”へ



喫煙者本人が吸い込む煙を主流煙、喫煙者が吐き出す煙を呼出煙、タバコの先端から立ち上る煙を副流煙と呼びます。副流煙の有害物質の濃度は主流煙より数倍から数十倍も高く、家庭や職場など閉鎖された空間で長時間さらされ続けると、健康被害を引き起こすことが明らかにされています。

受動喫煙の害が社会問題となるの

に伴い、「健康増進法」や「タバコ規制枠組条約」など、法律による後押しで禁煙化が進んでいます。

タバコ規制は、マナーやモラルといった個人的な問題ではなく、国境を越えた世界的な動きになっていることから、喫煙者の方も、喫煙場所を提供する飲食店や施設などの方も受動喫煙防止への配慮をお願いします。

医療費を大切に

高齢化社会の進行や生活習慣病の増加などに伴って、医療費は年々増加し、国保財政は大変厳しい状況です。みなさん一人ひとりが医療費に関心を持ち、日頃からの健康づくりを心がけることが、医療費を節約することにつながります。普段、何気なく支払っている医療費ですが、受診の仕方によっては、無駄を省き、節約できるものも少なくありません。家計の節約と同じように、医療費も節約していきましょう。

医療費節約のポイント

- かかりつけ医をもちましょう
- 診療時間内に受診しましょう
- ジェネリック医薬品を使用しましょう
- 「はしご受診」をしないようにしましょう
- いつでも保険証を携帯しましょう



4月1日から

外来診療でも

限度額適用認定証が

利用できるようになります



これまで入院時のみ適用されていた、限度額適用認定証が外来診療（通院や薬局等）でも利用できるようになります。

これにより、平成24年4月1日から外来診療でひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合、限度額適用認定証を提示すれば限度額を超える分を支払う必要はなくなります。

○限度額適用認定証について

ひと月の医療費の自己負担額が高額となった場合、一定の額（自己負担限度額）を超えた分が払い戻される高額療養費制度があります。この場合、いったん高額な医療費を窓口で支払う必要があります。

一方、限度額適用認定証は、あらかじめ交付を受け、医療機関などの窓口で提示することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。一度に多額のお金を立て替える必要がなくなります。

すでに限度額適用認定証の交付を受けている方は、4月以降もお持ちの認定証を有効期限まで引き続き使用することができます。また、認定証を提示しない場合は、従来どおり高額療養費の手続きが必要となります。

【交付対象者】

○70歳未満の方の場合

・国保税の滞納がない世帯に属する方
・世帯主と国保加入の世帯員の全員が所得申告している世帯に属する方

○70歳から75歳未満の方の場合

・非課税世帯に属する方
・世帯主と国保加入の世帯員の全員が所得申告している世帯に属する方

【交付申請先】

国保年金課

【申請時に持参するもの】

・認定証を受ける方の被保険者証
・申請に来る方の本人確認できる書類（運転免許証など）
・代理人が申請の場合は委任状

※所得未申告の世帯員がいる場合には申告を済ませてから手続きとなります。（所得の無い方も市県民税申告が必要となります。）

「還付金詐欺」にご注意を

市国保年金課の職員や後期高齢者医療広域連合の職員などを装った者からの不審電話が発生しています。内容は、「医療費還付があるので口座を教えて欲しい」「医療費の還付申請の有効期限が切れてしまうので今すぐ手続きをして欲しい」などと偽りATM（現金自動預払機）へ誘導し、操作させようとするものです。電話の指示どおりに操作をすると、自分の口座から犯人にお金を振り込んでしまいます。

市などから、電話で金融機関の口座番号や暗証番号をお聞きすることやATMの操作を求めると、また通帳、印鑑、キャッシュカードを預かるようなことは絶対にありません。不審な電話や郵便などがあつた場合には、要求に従わずに、すぐに警察に相談するか、市役所へお問い合わせください。

【問合せ】

○不審電話については

野田警察署

☎7125-0110

家庭でインフルエンザ予防法

毎年、冬から春はインフルエンザが流行するシーズンです。

まずは、手洗い、うがい、マスクの着用など、自分でできる予防を行います。

○外出後の手洗い・うがい等

手洗いは、手指などに付着したインフルエンザウイルスの除去に有効な方法です。また、うがいは、一般的な感染症の予防のためにもおススメします。

○適度な湿度の保持

空気が乾燥すると、のどの粘膜の

防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。特に乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、適切な湿度（50〜60%）を保つことも効果的です。

○十分な休養と栄養摂取

体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を日ごろから心がけましょう。

○人ごみへの外出を控える

人ごみに入る可能性がある場合には、マスクを着用し、入る時間は極力短時間にしましょう。